

# いじめの重大事態にかかる調査報告書

(■ 小学校・■ 小学校：令和3年度5年生事案 ■ 小学校分)

令和7年6月23日

鎌倉市いじめに関する調査委員会

## 目 次

はじめに.....	1
第1 本件調査の経緯及び内容.....	1
1 本事案の概要.....	1
2 本調査の経緯.....	1
3 調査組織の構成.....	1
4 調査の目的.....	2
5 本事案に関する基礎情報.....	2
6 調査の内容.....	3
第2 調査により把握した事実.....	6
1 調査により把握した事実の経過（背景事情、学校及び市教委の対応などに基づく）.....	6
2 いじめにかかる事実.....	9
3 いじめの認定.....	12
第3 本事案の背景・見立て.....	14
1 5年生1学期まで.....	14
2 追いかける暴力の背景.....	14
3 いじめと認定する2つの事件.....	14
4 10月中旬から11月、いじめが続発する.....	15
5 いじめ回避によるAの転校決意.....	15
6 まとめ.....	16
第4 学校及び市教委の対応.....	16
1 学校の対応について.....	16
2 市教委の対応について.....	17
第5 再発防止策の提言.....	18
1 学校に対して.....	18
2 市教委に対して.....	19

## はじめに

鎌倉市教育委員会（以下「市教委」という。）は、児童A（以下「A」という。）の保護者からAがいじめにあっていることを理由とした「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）に基づく調査依頼を受理した。

本委員会は、本事案について、法第28条第1項に基づく調査を実施し審議した結果を報告する。

### 第1 本件調査の経緯及び内容

#### 1 本事案の概要

本件は、鎌倉市立■■小学校（以下「X小学校」という。）に在籍していた令和3年当時5年生のAが関係児童から暴言暴力等を受け（以下「X事案」という。）、欠席が続いた後、令和4年1月から同市立■■小学校（以下「Y小学校」という。）に転校したが、Y小学校においても同校の児童から暴言暴力を受けた（以下「Y事案」といい、X事案及びY事案を併せて、以下「本事案」という。）事案である。

#### 2 本調査の経緯

令和5年5月30日、Aの保護者は市教委に対し、X小学校及びY小学校で受けている暴言暴力等について、法に基づく調査開始を申し立てた。

そこで、同年6月5日、市教委は、本事案について、法第28条第1項に基づく調査を開始することとした。同日、市教委は鎌倉市長に対し、本事案にかかる重大事態が発生した旨の報告をした。

#### 3 調査組織の構成

##### （1）調査主体

調査は、Aが現在中学に進学し、X及びY小学校に在籍していないこと並びに保護者が市教委の対応についても問題視していることから、調査の主体を市教委にしたうえで（文部科学省『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』（令和6年8月改訂版、以下「ガイドライン」という。）20頁、鎌倉市『鎌倉市いじめ防止基本方針』（平成30年5月改定、以下「市基本方針」という。）16頁）、すべての調査委員を第三者で構成する本委員会において調査することとした（鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例（以下「調査委員会条例」という。）第6条）。

なお、本調査では、X及びY各事案に関する報告書を分けて作成することとし、本報告書は、X事案を対象とするものである。

##### （2）調査委員の構成

本委員会は、調査委員会条例第7条第2項に基づき、法律、医療、心理、福祉又は教育に関し専門的な知識経験を有する者として、以下の者で構成されるものである。

役職	氏名	職業・所属等
委員長	なかたに みほこ 中谷 三保子	臨床心理学博士・大学名誉教授
委員	あかば れいこ 赤羽 礼子	臨床心理士
委員	うつみ みづひろ 内海 光弥	弁護士
委員	たきた まちる 滝田 衛	七里が丘こども若者支援研究所 主宰

委員	みやけ いずみ 三宅 泉	医師
----	-----------------	----

#### 4 調査の目的

本調査の目的は、本事案における事実関係を解明し、それを踏まえて、重大事態への対処並びに学校及び市教委の本事案への対応の問題点を明らかにし、同種事案の再発の防止を図ることにある（法第28条第1項本文、文部科学大臣決定『いじめの防止等のための基本的な方針』（平成25年10月11日、最終改訂平成29年3月14日）35頁、ガイドライン3頁参照）。

なお、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を目的とするものではないことを付言する。

#### 5 本事案に関する基礎情報

##### (1) 児童の状況

A：令和3年当時5年、男子 [REDACTED]

関係児童：[REDACTED]（以下「B」という。）、[REDACTED]（以下「C」という。）、[REDACTED]（以下「D」という。）、[REDACTED]（以下「E」という。（いずれもAと同学年、男子）

##### (2) 欠席の状況

AのX及びY小学校における出欠状況は以下のとおりである。

学校	学年	年月	出席停止	欠席	遅刻	早退
X 小学校	5年生	令和3年 9月	0	2	0	0
		10月	0	0	1	0
		11月	2	5	1	2
		12月	0	17	0	0
Y 小学校	6年生	令和4年 1月	0	0	0	0
		2月	0	0	0	0
		3月	0	1	0	0
		4月	0	1	0	0
		5月	0	0	1	1
		6月	2	0	0	0
		7月	1	0	0	0
		8月	0	0	0	0
		9月	1	0	0	0
		10月	9	0	0	0
		11月	6	0	0	0
		12月	0	1	2	0
	令和5年	1月	1	0	0	2
		2月	1	2	0	0
		3月	6	0	0	0

## 6 調査の内容

### (1) 調査の対象

本調査では、X 事案について、A の保護者からの令和5年6月16日付資料に記載された下記事項を中心に調査を実施することとした。

また、「重大事態への対処並びに学校及び市教委の本事案への対応の問題点を明らかにし、同種事案の再発の防止」を検討するために、児童らを取り巻く下記事項に関する児童ら及び保護者らの事実関係、児童らの背景事情、学校及び市教委の対応についての事実関係を調査の対象とすることとした。なお、下記事項はA の保護者から調査の要望のあった事項である。

- ① 令和3年9月3日、A がD に木の棒などで叩かれたことについて
- ② 令和3年9月中旬、音楽の授業での役割決めについて
- ③ 令和3年10月6日、運動会の係決め後にB から殴られたことについて
- ④ 令和3年10月16日から20日、E から暴力を受けたことについて
- ⑤ 令和3年11月2日、朝の掃除時間中にC がA にタックルなどをしたことについて
- ⑥ 令和3年11月20日、C 及びD に自転車で追いかけられたことについて
- ⑦ 令和4年6月29日、C、D、E がA 宅敷地に入ったことについて

### (2) 調査の方法

#### ア 資料の収集

A の保護者、X 及びY 小学校、市教委などの関係機関から提供された資料の収集。

#### イ 関係者の聴取

A、B、C、D、校長、教頭、5年生担任教諭ら、市教委教育指導課課長、市教委教育指導課担当指導主事への聴取（教職員については、X 小学校における令和3年度当時の役職を示す。）。

なお、E については、本委員会で聴取することについて E 及びその保護者に協力を求めたが、協力が得られなかつたため、聴取は実施できなかつた。

### (3) 調査の経過

当委員会において、本事案にかかる調査のために行った協議及び聴取の活動経過は以下のとおりである（経過については、X 事案と Y 事案は分けずに記載する。）。

日時	事項	内容
令和5年 6月 21 日	協議 (令和5年度鎌倉市いじめに関する調査委員会（第1回）)	調査の進め方
令和5年 7月 26 日	A 保護者からの意見聴取 (令和5年度鎌倉市いじめに関する調査委員会（第2回）)	
令和5年 8月 16 日	協議 (令和5年度鎌倉市いじめに関する調査委員会（第3回）)	調査の進め方
令和5年 9月 7 日	Y 小学校の校長及び教員の聴取	
令和5年 9月 15 日	X 小学校の教頭及び教員の聴取	
令和5年 9月 27 日	協議 (令和5年度鎌倉市いじめに関する調査委員会（第4回）)	調査の進捗状況・内容の確認・検討、今後の調査の確認
令和5年 9月 29 日	X 小学校の校長の聴取	

令和5年 10月 27日	A 及び A 保護者の聴取	
令和5年 11月 28日	X 小学校の児童の聴取	
令和5年 12月 5日	X 小学校の児童の聴取	
令和5年 12月 6日	Y 小学校の児童の聴取	
令和5年 12月 14日	Y 小学校の児童の聴取	
令和5年 12月 21日	Y 小学校の児童の聴取	
令和5年 12月 28日	協議 (令和5年度鎌倉市いじめに関する調査委員会 (第5回))	調査の進捗状況・内容の確認・検討、今後の調査の確認
令和6年 1月 26日	X 小学校の児童の聴取	
令和6年 2月 14日	協議 (令和5年度鎌倉市いじめに関する調査委員会 (第6回))	調査の進捗状況・内容の確認・検討、今後の調査の確認
令和6年 4月 24日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会 (第1回))	調査の進捗状況・内容の確認・検討、今後の調査の確認、報告書の検討
令和6年 5月 22日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会 (第2回))	同上
令和6年 6月 20日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会 (第3回))	同上
令和6年 6月 27日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会 (第4回))	同上
令和6年 7月 3日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会 (第5回))	同上
令和6年 7月 18日	X 小学校の校長・教頭の聴取	
令和6年 7月 25日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会 (第6回))	調査の進捗状況・内容の確認・検討、今後の調査の確認、報告書の検討
令和6年 8月 1日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会 (第7回))	同上
令和6年 8月 29日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会 (第8回))	同上

令和6年 9月 26日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第10回))	同上
令和6年 10月 23日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第11回))	同上
令和6年 11月 20日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第12回))	同上
令和6年 12月 19日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第13回))	同上
令和6年 12月 26日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第14回))	同上
令和7年 1月 22日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第15回))	同上
令和7年 1月 29日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第16回))	同上
令和7年 2月 19日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第17回))	同上
令和7年 2月 26日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第18回))	同上
令和7年 3月 4日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第19回))	同上
令和7年 3月 27日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第20回))	同上
令和7年 4月 7日	協議 (令和7年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第1回))	同上
令和7年 5月 28日	協議 (令和7年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第2回))	同上
令和7年 6月 5日	協議 (令和7年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第3回))	同上
令和7年 6月 23日	協議 (令和7年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第4回))	同上

## 第2 調査により把握した事実

調査した結果、把握できた事実は以下のとおりである。なお、本調査における事実認定は、本調査の目的を達成するうえで必要な限度で事実関係を明らかにしたものであること、また、本調査委員会には強制的な調査権限はなく、限られた調査の中で事実認定しているものであることから、裁判手続における申し立ての事実認定とは一致しない場合があることを留意されたい。

### 1 調査により把握した事実の経過（背景事情、学校及び市教委の対応などに基づく）

(1) 教職員の認識としては、A～Eは3年生頃から遊び仲間であり、当該学年は、5年次開始当初から指導や支援の対応が多い学年だった。対応として、他学級と離して当該学級を職員室近くに配置した。当該児童らは緊密な関係にあったが、全体的に「コミュニケーションが取れない」、「互いに戯れ傷つけ合う関係」があり、担任教諭は関係調整支援を進めていた。日常的には担任教諭・学年教員は当該児童らと話が通じていたと認識し、組織的いじめとは理解していなかった。

AはB、D、Eに誘われ学校外で遊んだこともあり、また、Cに誘われDと一緒に■にも通っていた。また、B、Dは1学期末（7月か夏休み）にA宅に泊まる関係であった。しかし、この頃から口げんかが増え、Dは互いの我慢が限界を迎えた発言をしている。

(2) 令和3年9月3日放課後、AとBがDと言い争いとなり、AとBがDから逃げたところ、DがAを追いかけ、追いついたところで木の棒でAを叩いた。

同月6日、A、A保護者、D、D保護者、担任教諭がX小学校にて面会し、今後、Aに暴力を振るわないようすることを確認した。

(3) Aの保護者が市教委教育センターに、Aの他児とのトラブルや家庭での接し方について相談をした。

(4) 同月中旬の音楽の授業中、2学期末に開催する音楽会で担う楽器を決めるなかで、ドラムを希望する児童がA、B、Cを含め複数名いた。担当をどのように決めるかの話の中に、ドラム担当を希望していない近くにいた無関係のDも加わり、Aへの3人による集団的行動が発生し、「上手な人が担当すべき」、「公平なジャンケンで決めるべき」などの意見が挙げられた。その過程で、試し演奏を各自がしたところ、1人もしくは複数名がAに対して「お前下手」と述べた。担当はジャンケンで決めこととなったが、その際、B、C、Dが、「ずるい」「譲ってよ」とAがジャンケンに参加することを拒否した。ドラムの担当を決めることができず、その日は決めることが見送られた。同月27日、Aが欠席していたときに、ドラムの担当が決められた。

同月30日、Aの保護者は連絡帳で担任教諭に対し、音楽担当の教諭からAに対し、ジャンケンは遠慮するように話があったこと、Aが欠席したときにドラムの担当が決められたことなどについて、学校の対応に問題があると考えていることを伝えた。

同年10月6日、Aの保護者、担任教諭、音楽担当教諭で面談をした。初めて担当する者を優先するということが全体の方針であるということが十分に共有されておらず、Aに対してジャンケンを控えるように伝えたのは、音楽担当教諭の個別の判断であった。音楽の授業中に楽器担当を決めたAの学級以外の学級では、過去に演奏を担当した者も同じ楽器の担当になっている学級があった。

後日、この事実によりAは教員らに不信感を募らせることとなった。教員間の指導計画の不一致が、集団的ないじめを加速させたと考えられる。

(5) 同月10月6日、運動会応援団の係決めの際、希望する係に決まったAが「やった！」と喜んだところ、希望する係に決まらなかったBがAの喜ぶ姿を見て怒り、言い争いになった。BがAを追いかけたところ、無関係のCとDも追いかけ、Aを玄関付近で捕まえたことは集団的ないじめ行為となつた。

(6) 同月12日、Aの保護者から担任教諭に対し、家庭訪問をしてほしい旨の要望を受け、担任教諭がA宅を訪問した。Aは、関係児童らから受けた嫌がらせ等を伝えた。担任教諭はAの欠席を気遣ってはいたが、学年や管理職との打ち合わせではなく、家庭訪問は計画的な支援行動とはいえないかった。結果、母親は（4）（5）の説明や謝罪を受けなかつたと発言した。

- (7) 同月 14 日、担任教諭が、(4) の出来事について、関係児童に改めて状況の確認と指導をした。
- (8) 同月 20 日、A の保護者が担任教諭に対し、連絡帳で、E からの暴力が終わらないことを伝えた。
- (9) 同年 11 月 2 日朝の掃除時間中、教室で、C が A に向かって、鉛筆の芯を投げ、又は、投げるふりをし、A に体を抱えるように体当たりした。周りには他の児童もいた。

その出来事の直後、A は自宅に帰った。父親は A の帰宅をスマホアプリで知り学校に連絡、母親は午後に弟を迎えて行った時点で A の帰宅を知るなど、この時の担任教諭及び学校からの連絡は不明確で、不適切であった。

同日夕方、A 及び保護者が X 小学校に来校し、教頭と担任教諭と面談をした。A の保護者からは、A への嫌がらせ等をなくすように対応してほしいこと、その対応策としていじめ防止に関する全校指導をしたうえで、関係児童への注意喚起をしてほしいことなどが伝えられた。

これに対し、教頭及び担任教諭からは、関係児童の状況から全体指導をしても A に対する嫌がらせ等を防止する効果は期待できないことなどを理由に、全体指導は行わずに個別指導をしていく方針であることを伝えた。個別指導の内容としては、予防策として、関係児童に対して自身の言動の影響に関する意識の変容を促すための担任教諭との会話をこれまで以上に増やすこと、学級活動の中でいじめにつながる兆候がないかの注視を継続していくことなど、また、対処策として、トラブルの理由を当該児童が理解できる言動で整理し、トラブルを回避する約束をしていくことなどの措置を引き続き講じていくことを伝えた。

また、A の保護者と C の保護者ら、教員らで面談を行い、A に対する嫌がらせ等の防止について話し合いを設けることで調整することとした。

- (10) 同月 8 日昼休み、担任教諭と A は、音楽会の役決めでの出来事と他児からの名前の呼ばれ方にについて話し合った。

- (11) 同月 10 日、A の保護者と C 及びその保護者、教頭、担任教諭で面談をした。

- (12) 同月 20 日の [ ] の練習後、A と D の間のやり取りの中で険悪な状況になり、A 又は D が D のカバンを近くにいた [ ] に向かって投げ、A は自転車でその場を離れたところ、C と D は話し合いたいと A を自転車で追いかけた。C 及び D は帰り道を予測し待ち伏せし、A と会った時点から A を再び追いかけた。A は C 及び D から離れ、帰宅した。翌週 22 日（月）より A は欠席した。

同月 24 日、A の保護者が市教委教育指導課に電話をし、A が暴言暴力等いじめを受けていること、学校の対応が十分ではなく、改善が期待できないので、転校を検討しているので手続を知りたい旨の相談があった。

市教委担当者からは、転校ではなく、まずは A の不安の解消と安心して登校できるように X 小学校に要請していく旨を伝えたうえで、詳細の相談については、同月 25 日に面談をして相談することとした。

- (13) 同月 25 日、市教委において、A の保護者と親族、教育指導課の職員と教育センターの相談員が面談をした。保護者からは、これまでの A が受けた暴言暴力等いじめについての説明がなされ、改善が見込まれない現状では転校を考えている旨が伝えられた。

同日夕方、X 小学校において、本事案について検討するためのいじめ防止委員会が開催された（出席者は、校長、教頭、担任教諭ほか 3 名の教諭）。本会議では、これまでの経緯の確認と、A が安心して登校できるための方策として、関係児童らが A と関わりを持たないように、教職員の人を配置して接触しないようにすること、席やグループ、休み時間等に行動を共にしないように注視していくこと、担任教諭と A が週 1 回二人で話す機会を設けること、また、学習支援として、A が別室で学習することやタブレット端末を利用した学習などを検討した。

また同日夕方、市教委担当者から教頭に対し、A の保護者らとの面談の内容を確認したうえで、組織的に対応すること、関係児童への事実確認や指導を改めて検討することを要請した。

- (14) 同月 26 日、A の保護者が市教委担当者と面談した。保護者からは、転校を希望する旨が伝えられ、市教委担当者からは、市教委からも X 小学校へ事態の改善に向けて対応するよう要請したこと

ろであることを伝えた。

同日のその後、A の保護者が X 小学校を訪問し、校長と面談をした。A の保護者からは、転校を希望することが伝えられた。校長からは、前日にいじめ防止委員会で検討した方策を保護者に提案したところ、保護者からは、A は他の児童らとともに学習させたいので、関係児童を別室にすることはできないかなどの要望があった。面談の後、校長は市教委に対し面談の報告をした。

- (15) 同日、担任教諭は、学級の保護者向けに、情報発信ツールで「D の物が紛失したことについて児童から保護者に対して関連する事情の話があつたら情報提供を求める」旨の投稿をした(以下「11月 26 日付投稿」という。)。投稿は、この間の経過から A が紛失に関係するかのように読み取ることができる文章であると、A の保護者が気づき指摘している。
- (16) 11月 30 日、A の保護者から、A の欠席理由を学級の児童らに伝えてほしい旨の要請を受けて、担任教諭は学級の児童に、A が欠席している状況を説明した。その際、担任教諭は、A が受けている嫌がらせ等について知っていることなどを記載してもらうアンケートを実施した。
- そのアンケートの回答では、「(A が) 時々悲しんだり、苦しんだり、心に傷がついたりしていた」「掃除の時間に A の筆箱をゴミだとか何とか言っていた」など 10 人以上の回答があった。
- (17) 12月 1 日午前、校長が市教委担当者に対し、A が欠席していることについて当該学級で説明したこと、A の保護者が本日来校する予定であることなどを報告した。市教委担当者は、A から直接話を聞くことはできるように対応していくよう要望した。
- (18) 同日午後、A の保護者から X 小学校での面談前に市教委に電話があり、11月 26 日付投稿の内容が、A がしたようにも受け取れるものであり、不適切と考えている旨が伝えられた。市教委担当者は、学校に行った際に意図を確認してみることを提案した。
- (19) その後、A の保護者が担任教諭と面談し、11月 26 日付投稿の意図などの説明を受けた。
- (20) 同月 2 日、A の保護者から教育センターに対し、11月 26 日付投稿について相談したい旨の連絡があった。A の保護者からは、この件に関する学校の対応を待ち、それを踏まえて改めて相談したいと伝えられた。
- (21) 同月 3 日、A の保護者と校長が面談し、校長は、11月 26 日付投稿への対応については、投稿内容について訂正をする投稿をするのではなく、当該投稿で保護者から回答を求めたご協力に対する感謝の投稿をし、そのなかで A への誤解を解消する内容を盛り込むことで対応することを検討していることを伝えた。校長から市教委に対し、A の保護者との面談内容についての報告をした。
- (22) 同月 4 日、A の保護者は C の保護者に連絡した際に、C の保護者から A が転校すると担任教諭から三者面談で聞いた旨を伝えられた。
- (23) 日にちは特定できないが、12月初旬、C の保護者から学校に対し、児童同士で話させたいとの思いから、A、C と双方の保護者の面談の場を設定してほしい旨の要望があり、学校は、当該面談の実施について A の保護者と調整をした。
- (24) 同月 7 日、A の保護者が来校し、教頭、担任教諭と面談をした。担任教諭は、転校意向があることを C の保護者に A の保護者の了解なく伝えたこと、11月 26 日付投稿について誤解を招く内容であったことについて不適切であったと謝罪した。
- (25) 同日、校長から市教委に対し、同月 8 日に A と保護者、C と保護者が学校で教員同席の上で面談する予定であることを報告した。
- (26) 同月 8 日、X 小学校にて、A とその両親、C とその両親、D、校長、教頭、担任教諭が面談をした。児童 3 人の気持ちが伝えられ、今後ヒートアップした際はお互い離れること、落ち着いたら 1 対 1 で話し合うことを確認した。その後、A の保護者が校長と面談し、給食を止めたい旨を伝えた。面談後、教頭から市教委に対し、当該面談の報告をした。
- (27) 同月 10 日、A の保護者から校長に対し、11月 26 日付投稿について、学校が検討している保護者への感謝の投稿という形での対応はしてほしくないこと、転校手続きを進めたいことを伝えた。その後、校長は、市教委に対し、A の保護者とのやり取りを報告した。
- (28) 同月 15 日付で校長が指定校変更に関する意見書を作成した。

- (29) 同月 23 日、A の保護者が教育センターに対し、転校のことを在籍学級に伝えるか、どのように伝えるかについて相談したいとのことで電話をした。教育センターからは、児童らには伝わることになるので、事前に転校のことを説明したほうがよいこと、説明の内容は児童らの様子が分かっている学校に考えてもらうのがよいことなどを伝えた。
- (30) 時期は明らかではないが、同年度 1 学期から 2 学期に、複数回にわたって、B が A に砂をかける、C が A を蹴る、体を叩く、B、C、D が A を「雑魚」と呼ぶなどしていた。また、行為者は不明だが、掃除の時間に A の筆箱をゴミ扱いしたということもあった。
- (31) 令和 4 年 1 月 11 日、A は Y 小学校に転校した。
- (32) 同年 6 月 29 日、C、D、E が A 宅の玄関先の敷地に入り、無断で自転車修理用の工具を使用して、E の自転車のパンクしたタイヤを修理した。そのとき、自宅に A や姉がおり、姉が C らに敷地から出していくように言ったものの、C らは出ていかなかったと A の保護者は述べている。敷地に入りパンクを修理したことについては、D 及び E は、以前、A の保護者に自転車のタイヤのパンクを修理してもらったことがあり、その際に、今度パンクしたらまたおいでと言われたと認識していた。
- (33) 同年 10 月 21 日、陸上記録会において、リレーの順番待ちをしているとき、A が X 小学校の児童と話をし、近くにいた Y 小学校の H (Y 小学校調査報告書参照) が X 小学校の児童から「学校でいじめられているのか」などと聞かれ、いじめられているといった趣旨のことを回答した。また、A と H との間で何らかのやり取りの後に H が「熱帯魚」と言い、A が「ダチョウ」と言った。
- (34) 令和 5 年 1 月 24 日、A の母親が市教委学務課へ市外進学に関する相談を行った。同月 25 日、市教委教育指導課から A の父親に対し連絡を行い、同月 30 日に同人との面談を実施した。
- (35) 同年 3 月、A は Y 小学校を卒業し、同年 4 月 [ ] 中学校に入学した。
- (36) 同年 5 月 30 日、A の母と市教委担当者が面談を行った。A の母親からの「重大事態にあたるのではないか」との指摘に対し、市教委担当者は「今の時点で重大事態は考えていない」と回答をした。
- (37) 同年 6 月 5 日、市教委が市長に対して、X 小学校及び Y 小学校における一連のいじめについて重大事態として報告を行った。

## 2 いじめにかかる事実

A の保護者が申し立てた第 1・6 (1) 記載の各事項については、以下のとおり認定した。また、調査の結果把握できたいじめに関連する事項として、(8) 記載の事実を認定した。

### (1) 令和 3 年 9 月 3 日、A が D に木の棒などで叩かれたことについて

#### ア A の保護者からの申立内容

A 及び B が D と言い争いになり、D が鉄筋棒と木の棒を片手に持ち、自転車を運転して二人を追いかけた。D が A に追いつき、D が A の右腕と右足を木の棒で 30 回ほど殴ったうえ、「お前殺すぞ」と言い、鉄筋棒を振りかざして脅した。

#### イ 調査により収集した聴取内容・資料の内容と検討

A と B が D と言い争いとなり、A と B が D から逃げたところ、D が A を追いかけ、追いついたところで木の棒で A を叩いたことについては、B 及び D の話が一致している。

他方、A の保護者は、「木の棒で 30 回殴られた（右腕、右足）」「D に『お前殺すぞ』と言い、鉄筋棒を振りかざして脅した」などと述べるが、B 及び D からはこの話はない。A の保護者は、木の棒が当たった脛が痛になった旨述べるが、申告する叩かれた回数としては受傷部位が小さく、また、程度も軽いこと、鉄筋棒は通常落ちている物ではないこと、他にこれを認めるに足りる結果は得られない状況においては、回数として 30 回叩いたこと、『お前殺すぞ』と言い、鉄筋棒を振りかざして脅したことがあったとは確認できない。

以上より、下記ウの記載の範囲で、この事実はあったと認定できる。

#### ウ 調査により把握した事実

・ 令和 3 年 9 月 3 日放課後、A と B が D と言い争いとなり、A と B が D から逃げたところ、D が A を追いかけ、追いついたところで木の棒で A を叩いた。

(2) 令和3年9月中旬、音楽の授業での役割決めについて

ア Aの保護者からの申立内容

令和3年9月中旬、音楽の授業中、2学期末に開催する音楽会で担う楽器を決めるなかで、ドラムを希望する児童がA、B、Cを含め複数名いたので、希望者でジャンケンをして決めることとなった。その際、B、C及び近くにいたDが、Aがジャンケンに参加することを拒否した。その日はドラムの担当を決めることができず、同月27日、Aが欠席していたときに、ドラムの担当が決められた。

イ 調査により収集した聴取内容・資料の内容と検討

2学期末に開催する音楽会で担う楽器を決めるなかで、ドラムを希望する児童がA、B、Cを含め複数名いた。担当をどのように決めるかの話の中に、ドラム担当を希望していない近くにいた無関係のDも加わり、Aへの3人による集団的行動となり、「上手な人が担当すべき」、「公平なジャンケンで決めるべき」などの意見が挙げられた。その過程で、試し演奏を各自がしたところ、1人もしくは複数名がAに対して「お前下手」と述べた。担当はジャンケンで決めることになったが、その際、B、C、Dが、「ずるい」「譲ってよ」などとAがジャンケンに参加することを拒否した。その日はドラムの担当を決めることができず、見送られた。同月27日、Aが欠席していたときに、ドラムの担当が決められた。

Aの保護者が申し出ている事項も考慮して、下記ウの事実があったと認めることができる。

ウ 調査により把握した事実

令和3年9月中旬、音楽の授業中、2学期末に開催する音楽会で担う楽器担当をどのように決めるかの話の中に無関係のDも加わり、Aへの3人による集団的行動となり、暴言などの事実が確認できた。また、その日はドラムの担当を決めることができず、同月27日、Aが欠席していたときに、ドラムの担当が決められたのも事実であった。

(3) 令和3年10月6日、運動会の係決め後にBから殴られたことについて

ア Aの保護者からの申立内容

運動会応援団の係決めの際、希望する係に決まったAが「やった！」と喜んだところ、希望する係に決まらなかったBがAの喜ぶ姿を見て怒り、Aを一回殴った。その行動に便乗したCとDがBに殴らせるため、Aを捕まえようとしたため、Aは玄関ピロティーに逃げた。玄関ピロティーでAはCとDに捕まり、羽交い絞めにされたが、周りにほかの児童がいたため、BはAを殴らなかった。

イ 調査により収集した聴取内容・資料の内容と検討

運動会応援団の係決めの際、希望する係に決まったAが「やった！」と喜んだところ、希望する係に決まらなかったBがAの喜ぶ姿を見て怒り、Aを一回殴った。Bはこの出来事については覚えていない旨述べている。

CとDは、AとBの間で、言い争いがあり、Aが教室外へ逃げて、B、C、Dが玄関まで追いかけたことはあったことを認めている。Cは、羽交い絞めにしたことについては、具体的な態様は不明であるものの、日常的にAの身体の自由を奪う行為はしていたことは認めている。

しかし、Bが一回殴ったことについては、関係児童らから話はなく、また、担任教諭はBがAを殴ったことは目撃していない。後日、担任教諭がBに殴ったことを聞き直すと「あった」と答えたが、本調査では「ない」と言い、他にこれを認めるに足りる結果は得られなかつたため、殴った事実があつたとは確認できなかつた。

以上より、下記ウ記載の範囲で、この事実はあったと認定できる。

ウ 調査により把握した事実

運動会応援団の係決めの際、希望する係に決まったAが「やった！」と喜んだところ、希望する係に決まらなかったBがAの喜ぶ姿を見て怒り、言い争いになった。BがAを追いかけたところ、CとDも加わり集団的に追いかけ、Aを玄関付近で捕まえた。

(4) 令和3年10月16日から20日、Eから暴力を受けたことについて

ア A の保護者からの申立内容

令和3年10月16日から同月20日、E から暴力が継続していた。

イ 調査により収集した聴取内容・資料の内容と検討

A からは、E から受けた暴力の具体的な態様については話を得ることができなかつた。また、E からの聴取ができておらず、E の A に対する暴力をみたとの話も関係者からの聴取で得られなかつた。一方、「いじめられていると言ひながら、一緒にいる。矛盾している」と発言する児童もいて、この期間が複雑な交友関係であったことはうかがえる。

A が暴力を受けたと述べる以上、あった可能性は否定できないが、具体的に認めるに足りる結果を得られなかつたため、下記記載の通り認めることは困難であると考える。

ウ 調査により把握した事実

この事実は本調査では確認できなかつた。

(5) 令和3年11月2日、朝の掃除時間中にCがAにタックルなどをしたことについて

ア A の保護者からの申立内容

朝の掃除の時間の際、A は C から、箒を目に向けて投げられる、(目のそばに当たる)、雑巾で頭を30回ほどはたかれる、タックルを受ける、言葉のいじめを受けるなどをされた。

イ 調査により収集した聴取内容・資料の内容と検討

C は何かを投げたり、体で当たったり、学校の中でタックルをすることは結構あったと述べている。また、他児童の証言として、鉛筆の芯を投げてもめていたとの話があること、A も鉛筆の芯を投げるふりをされたことがあると述べている。したがって、C が A に対し、鉛筆の芯を投げたこと、体を抱えるように体当たりしたことは認定できる。

他方、A の保護者は、箒を投げられた、雑巾で頭を30回ほどはたかれたと述べるが、C からはその話はなく、他にこれを認めるに足りる結果は得られなかつたため、これらの事実があつたとは確認できなかつた。

また、A の保護者は、言葉のいじめを受けたと述べるが、一連の行為の中で、何らかの発言があつた可能性はあるが、具体的な発言内容まで認定するに足りる結果は本調査では得られなかつた。なお、C は「日頃の、過去の怒りもあって、それが一番上まで来た」と当時の A との関係の背景を語っていた。

以上より、下記ウの範囲で事実を認定することとする。

ウ 調査により把握した事実

令和3年11月2日の朝の掃除時間中、教室で言い合いとなり、日頃の怒りを抑えられなかつた C が A に向かって、鉛筆の芯を投げ、又は、投げるふりをし、A に体を抱えるように体当たりした。

(6) 令和3年11月20日、C 及び D に自転車で追いかけられたことについて

ア A の保護者からの申立内容

[REDACTED] の終了後、練習場の駐輪場にて、A が C と D に声をかけたところ、D が「この子誰?」と言って無視をした。C と D が他児童と遊んでいるところを A が笑い、それに対して、D が A に対し「殺す」と述べた。それに対し、A は「殺してみろ」と言い返した。C と D が先に帰路につき、その後、A が帰路についた。C と D は A を追いかけ、帰路を先回りし待ち伏せをしていた。A はその場から逃げたものの、結局捕まつたので自転車を置いて逃げた。その後 A は自転車を置いた場所から C と D がいなくなつたことを確認して、自転車を拾い帰宅した。

イ 調査により収集した聴取内容・資料の内容と検討

[REDACTED] 終了後にこの事案は発生している。C 及び D が A を追いかけるに至った経緯については、C 及び D は、[REDACTED] とふざけている時に A が関わり、A が D のカバンを近くにいた [REDACTED] に向かって投げ、A は自転車でその場を離れたので、C 及び D は謝罪を求め話し合おうと A を追いかけ、先回りをして A を待ち伏せした旨の話をしており、A の保護者が指摘する内容との間には齟齬がある。

これにつき検討すると、本事案の当事者である C と D の間で話の内容が一致していたことを考

慮すると、C 及び D の述べる経緯の事実があつたと認めるのが相当であると考える。他方、カバンを投げたことについては、C 及び D から聴き取り調査を行つた教頭が「D が [REDACTED] にカバンを投げた」と発言していることから、D がカバンを投げた事実も否定できない。

以上より、一部原因に齟齬が見られるが下記ウ記載の範囲の事実があつたと認めることとする。  
ウ 調査により把握した事実

令和3年11月20日の [REDACTED] の練習後、A と D の間のやり取りの中で険悪な状況になり、A 又は D が D のカバンを近くにいた [REDACTED] に向かって投げ、A は自転車でその場を離れたところ、C と D は話し合おうと A を自転車で追いかけた。C と D は、途中で待ち伏せし、A と会った時点から A を再び追いかけた。A は C 及び D から離れ、帰宅した。

(7) 令和4年6月29日、C、D、E が A 宅敷地に入ったことについて

ア A の保護者からの申立内容

C、D、E が A の自宅敷地内に無断で入り、無断で自転車修理の工具を使用した。自宅にいた A の姉が止めるように言っても止めず、A は自宅の裏から逃げた。

イ 調査により収集した聴取内容・資料の内容と検討

無断で A 敷地内に入った目的は自転車の修理だった。D と E が以前 A 宅に行き、A 父が自転車のパンクを修理してくれたことがあり、今度パンクしたらまだおいでと言われていた。D、E が上記理由を挙げ、A の自宅敷地で勝手に自転車修理工具を使用して自転車のパンクを修理したことは認められる。

A が逃げた事や姉の不安については認めるに足りる調査結果は得られず確認できなかつたため、下記ウ記載の範囲の事実があつたと認めることとする。

ウ 調査により把握した事実

令和4年6月29日、C、D、E が A 宅の玄関先の敷地に入り、そこに置かれていた自転車修理用の工具を使用して、E の自転車のパンクしたタイヤを修理した。

(8) その他のいじめに関する事項について

ア 調査により収集した聴取内容・資料の内容と検討

B は、砂をかけたこと、「雑魚」と呼んだことがある旨述べている。

C は、蹴ったこと、「雑魚」と呼んだことがある旨述べている。

D は、「雑魚」と呼んだことがある旨述べている。

A のクラスでのアンケートでは、掃除の時間に A の筆箱がゴミ扱いされていたことがある（ただし、行為者は不明）との回答があつた。

これらの話は、行為者が自己に不利益な事実を述べていること、他児童の話に具体的な同様の話が複数名からあることから、これらの事実はあつたと認めることができる。

イ 調査により把握した事実

複数回にわたって、B が A に砂をかけた、C が A を蹴ったり、体を叩いた、B、C、D が A を「雑魚」と呼んだ。行為者は不明だが、掃除の時間に A の筆箱をゴミ扱いした。

### 3 いじめの認定

#### (1) いじめの定義

法2条は、「いじめ」について、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の任的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義している。

本調査においても、上記の定義に従つて、本事案の各出来事が法上の「いじめ」に該当するかを検討する。

なお、前記で述べたとおり、本調査の目的は、「重大事態への対処、及び、学校及び市教委の本事案への対応の問題点を明らかにし、同種事案の再発の防止」することにあり、関係児童の責任の有無に

ついて判断したものではない。

(2) いじめの認定

ア 令和3年9月3日、AがDに木の棒などで叩かれたことについて

DがAを追いかけた上で木の棒で叩いた行為は、DのAに対する有形力の行使であり、「心理的又は物理的な影響を与える行為」にあたる。また、他人から叩かれた場合、身体的な苦痛はもとより心理的な苦痛を感じるのは当然であるから、「心身の苦痛を感じ」るものである。

したがって、上記行為は、「いじめ」に該当する。

イ 令和3年9月中旬、音楽の授業での役割決めについて

ドラムの担当者を決めるにあたり、前回ドラムを担当した者が再度2学期にドラムを担当することができない旨の明確なルールがないにもかかわらず、前回ドラムを担当したAに対して、試し演奏を実施し、その後に複数名（しかもドラムを希望していないDまでが加わり）で「お前下手」と言ったり、「ずるい」「譲ってよ」などと述べてジャンケンに参加することすら拒否したりした行為は、ドラムの担当を希望するAを集団で拒絶するものであり、Aに対して「心理的…な影響を与える行為」にあたる。

また、上記のようにB、C、Dの言動がドラムの担当を希望するAを集団で拒絶するものであることに加え、その後にAが学校を休んだことからすれば、A自身が上記行為により「心身の苦痛を感じ」たことは明らかである。なお、教員間の指導計画不備が児童間の集団的ないじめを加速していたといえる。

したがって、B、C、Dの上記行為は、「いじめ」に該当する。

ウ 令和3年10月6日、運動会の係決め後にBから殴られたことについて

B、C及びDがAを追いかけて捕まえた行為は、Aに対する有形力の行使であり、「心理的又は物理的に影響を与える行為」にあたる。また、言い争いの末、逃げるAをBが追いかけ、さらに、無関係なC及びDが加勢して複数名で追いかけて身体の自由を奪う行為は、物理的にAに対して痛みを与えるものである上、Aにとって恐怖心を抱くものであることは容易に想像することができるため、「心身の苦痛」を与えるものである。

したがって、B、C、Dの上記行為は、「いじめ」に該当する。

エ 令和3年10月16日から20日、Eから暴力を受けたことについて

事実が確認できないため、いじめの該当性について判断ができない。

オ 令和3年11月2日、朝の掃除時間中にCがAにタックルなどをしたことについて

イライラしたCがAに向かって鉛筆の芯を投げ、又は、投げるふりをし、Aに体を抱えるようにして体当たりをした行為は、CのAに対する有形力の行使であり、「心理的又は物理的な影響を与える行為」にあたる。他人から体当たりをされた場合、身体的な苦痛はもとより心理的な苦痛を感じるのは当然であるから、「心身の苦痛を感じる」ものである。また、Aはその後を回避するために帰宅したが、担任教諭及び学校は具体的な対応を怠っていたことも、心身への苦痛を増加させた。

したがって上記行為は「いじめ」に該当する。

カ 令和3年11月20日、CとDに自転車で追いかけられたことについて

上記の行為の原因となったのは、CとDが■とふざけているところにAが入ってきて、A又はDがDのカバンを■に向かって投げたことによるものである。

C及びDは詰合いを求めてAを追いかけたものではあるが、CはDに加勢してAを追いかけていたこと、一度自転車で追いかけた後、途中待ち伏せをしてさらに追いかけるなど、行為の態様が執拗なものであったことからすれば、上記行為は、「心理的又は物理的に影響を与える行為」であるといえる。また、Aからしても、Cが加勢してDと共に執拗に追いかけられた場合、恐怖を感じるのが通常であるから「心身の苦痛」を与えるものである。

したがって、上記行為は「いじめ」に該当する。

キ 令和4年6月29日、C、D、EがA宅敷地に入ったことについて

C、D、EはA宅の玄関先の敷地に入り、無断で自転車修理用工具を使用して、自転車のパンク

を修理したに過ぎないものである。しかし、令和3年11月から12月にかけてAの欠席が続いていたこと、Aの学級において担任からAの欠席理由が説明されたこと、同学級においてAが受けている嫌がらせに関するアンケートが実施されていたこと、同年12月8日、Aとその父母、Cとその父母、D、校長、教頭、担任教諭で面談を行い、児童双方の気持ちが伝えられていたこと、Aが転校したことなど、それまでの経緯を加味すると、Aとしては、C、D、Eが自宅の敷地に入り込むことで恐怖や不安を抱くことは当然である。また、C、D、Eとしても、理由がどうであれA宅の敷地に入ることによりAが恐怖や不安を抱くことは想像できたはずである。

したがって、C、D、Eのこれらの行為は、「心理的又は物理的に影響を与える行為」であり、Aが「心身の苦痛」を感じるものとして「いじめ」にあたる。

#### ク その他のいじめに関する事項について

いずれの行為も、Aに対する「心理的又は物理的に影響を与える行為」であり、Aが恐怖を感じることが通常であるから、「心身の苦痛」を感じるものとして「いじめ」にあたる。

暴言と暴力、集団的な口論と逃げる追いつめる行動の繰り返しが事実としてあった。一方、12月8日のA、C、Dの3名を含むAの父母とCの父母、教頭・担任の話し合いでは、子ども同士が自分の考えを言い合い、理解し合うところまでは進まなかつたが、一方的ないじめ加害と被害ではなく、意見の交換ができる会話が進められていたことがうかがえる。

### 第3 本事案の背景・見立て

#### 1 5年生1学期まで

AはB、Dに誘われ、放課後など公園や自転車に乗って遊ぶ関係であった。特に、Bは自身がAに声をかけ、自転車に乗って遊びに付き合ってくれる関係であると認識していた。Cは5年になってAが所属する校外 [ ] に誘い、Aの保護者も了解し、Aは [ ] の練習に参加していた(11月20日まで)。

夏休みの7月、A宅にBとDが宿泊、Aの母は「螢を見に行った時、DとBが遊びに来て泊まりたいといったので泊まることになった」と発言している。相互の親の承認もあった友人関係だったと言える。

このように、Aと本件の関係児童らは、5年の1学期までは遊び友達の関係だったが、そのなかでも互いの個性と主張のぶつかり合いが既に見られていたこともうかがえる。

#### 2 追いかける暴力の背景

Cは「いつもB、C、D、EはAと一緒に居た」と述べている。しかし、9月3日にAとBはDと遊び、その後口論となりBは逃げ、DはAを追いかけた。

追いかけたことはDは認め、その原因を「ちょっとずつ意見みたいのがずれ違って、喧嘩になった」「夏休みに仲よく遊んで、Aの家に泊まつたりしていたのに。たぶんAも我慢していたし、俺も我慢していた。二人ともお互い言い過ぎたとかあった」と述べている。

同月6日にAは暴力被害で受診し学校に遅刻、その後担任教諭とDとAが保護者を交えて面談し、DはAに暴力を振るわない約束をした。

#### 3 いじめと認定する2つの事件

①ドラム決めについて、AとB、Cらは音楽会ドラム担当を希望し口論となった。ドラムを希望しない近くにいたDが「ずるい」「お前へたやん」「1学期やったから譲ったら」と口論に加わり、Bは「二回やるとずるくない、俺たちに譲って」、Cは「ジャンケンをする権利がAにない、二回やる意味が解らない」などと言ったとそれぞれ述べている。関係ないDが加わって、Aに対する集団的ないじめ行動になったといえる。

同月27日、Aが休んだ時にドラム担当は決まった。音楽担当のAの希望を否定する指導や、担任教

諭や学年教員の指導方針の齟齬は重大な責任である。

担任教諭と学年全体が事実を明らかにし、教員が統一した姿勢でクラスに報告し、どのように担当を決めるか改めて話し合うことが必要であった。同時に、Aに対するB、C、Dのいじめを取り上げる時期であった。

②運動会応援団の役割決めについて、選ばれなかったBが選ばれたAの「やった！」と言う歓声に怒り、BはAを追いかけた。Bは記憶にないと述べるが、一緒に追いかけたCは羽交い絞めのようなことをいつもしていたと述べ、Dは「逃げるAを下駄箱でつかまえ、Bは怒って、自分はからかった」と述べている。Bの怒りに同調しC、DがAを追いかけ、からかったことがうかがえ、いじめの集団化が起こっているといえる。Dは「担任が入ってDとCは関係ないから追いかける必要はなかった」と注意されていることからも、Bに加勢するいじめ事件であった。

担任教諭は即座に介入し注意したが、Aに「煽るな」と注意し喧嘩両成敗的な対応で、いじめとして把握しなかったことの責任は大きい。

この二つのいじめ事件は、①関係ないDがB、Cに加勢し、②関係ないC、DがBに加勢している把握が不可欠である。9月3日のDによる追いかけ行為の件で交わした約束が反故にされたことは、Aへの集団いじめのきっかけとなっていると言える。

いじめる理由については、Dは「トラブルが起こるとAが先生に言うので、Cは話で解決しようとしていた」「俺もAが嫌いじゃなかったから、話で解決したほうがよかった」と述べ、Cは「(Aは)謝る言い方が得意ではなかった」と述べている。これらのことからは、児童らの間でトラブル解決のためのコミュニケーションが不足していたことがうかがえる。

教員も日頃からコミュニケーション不足と児童相互の個性を理解し「話しあう」「距離を開ける」点を強調し、B、C、Dも「話し合いで解決」と教員の指導支援を逆手に取り、話し合いを求め追いかけるなどの暴言と暴力を加速させる結果を招いたと言える。この時点でAにのみ注目せず集団化しているB、C、Dのいじめ、Aが常に被害者となっていることに担任教諭・学年教員・管理職は気づく必要があった。情報共有と対処判断が担任教諭に任され、コーディネーターそして管理職にいじめが把握されていない現実の問題点が学校支援体制にあった。校内いじめ防止委員会をこの時期、10月に立ち上げなければならなかった。

#### 4 10月中旬から11月、いじめが続発する

Eの暴力がAの保護者から連絡されるが、本調査ではEによる言動は確認できなかった。しかし、B、C、Dからの侮蔑的なあだ名で呼びかけや、砂をかける、身体的な暴力などの言動がこの時期にみられた。

担任教諭は保護者の要請を受けAの家庭訪問をしたが、Aの登校を急ぎ情緒的理解に偏り、Aに向かれた集団的ないじめ行為への対応を示せなかった。その後A家庭より頻繁にいじめの訴えが高まり、担任教諭の支援は限界を迎えていった。この時期に校内いじめ防止委員会の開催による学年の取り組みが不可欠で、アンケート調査やいじめへの具体的な予防が必要とされた。校内いじめ防止委員会が発足していない課題が大きい。

#### 5 いじめ回避によるAの転校決意

11月2日、Cは、「イラつき、怒りが一番上まで」となっており、Aに威圧的な言動を単独で起こし、Aは帰宅した。学校は事実確認や指導が不十分であった。

同月20日、校外██████████後のCとDによる追いかけ追いつめるいじめは、Aを不安に陥れた。翌週からAは学校を休み始めた。その後、担任教諭のclassroom投稿、Cの保護者へ「Aが転校を考えている」との誤解を受ける情報など、Aのプライバシー保護、Aの欠席していることへのケアが不十分な対応であったことは否めない。

同月25日、校内いじめ防止委員会が開かれ、情報交換のみで対応の検討が不十分であった。

同月30日、担任教諭はクラスでいじめアンケートを実施、児童10数人がいじめに関して記述してい

た。担任教諭は教員間に口頭で伝え、いじめ防止の取り組みに生かすことはなかった。防止委員会・管理職にも情報共有されず精査されていない。

12月8日、Aとその保護者、Cとその保護者、D、学校側との話し合いがもたれた。児童3名は自分の考えを言ったが、結論なしの平行線となった。翌日以降、A保護者は転校を伝えてきた。後追いに終始し、学校の主体性のないいじめ無理解の責任は大きい。

## 6まとめ

本件では、遊び友達の関係が、コミュニケーションのトラブルから暴言暴力のいじめとなる過程が明らかである。7月から8月にいじめ背景が醸成され、9月に具体的な暴力となり、9月下旬から10月にかけ行事のトラブルでいじめは集団化した。Aの保護者からの訴えがあるものの、保護者も学校も確認しにくい校外での暴言暴力や追いかける事件も多発しており、担任教諭や学校は児童トラブルの後追い支援となった結果、校内いじめ防止委員会を立ち上げる時機を逸し、Aは転校するに至った。

本件いじめが発生した背景は、中学年からの遊び仲間とクラスメイトとしての関係が、5年生といふいわゆる思春期、10歳の壁を迎える、自分中心の考え方と対人的な仲間意識の芽生えの中で、複数対1人のいじめの関係が無意識的・意識的に作られたと考えられる。教員が4年生までの学年経営や学校経営において「難しい学年」「コミュニケーションが交わせない人間関係」として、児童指導の中心的課題と位置付け支援してきたが、子どもたちの世界を変化させ成長させるには限界があった。特にCを中心とする群れ始めた児童関係にあって、Aは自分を主張できる児童であった。他の児童や教員は、Aについて、「コミュニケーションも短い言葉で伝える」、「対人関係の中で自分の気持ちを大切にする」、「相手の文脈を読まない、読めない」、また「間違っても謝罪しない」という特徴があると受け取っていた。そこへ、教員も1対1の指導を中心に、話し合いで解決しようと児童指導を重ねたが、結果的には後追い指導となり、対人関係コミュニケーションの解説や通訳機能が充実せず、予防的取り組みは実現しなかった。また、学級や学年の取り組みに広げ、学級や学年の子どもたちに期待することなく、個人の暴言や暴力を説得し相手の理解を促すことにのみ終始していました。特にこの学級のみ別の階に教室がある特別の配慮は他の学級との関係を切る効果はあったようだが、逆に学級と担任教諭の孤立感が顕著となり、学年の関係は希薄となった。5年1学期までのトラブルが修復可能な関係が、夏休みを境に、口ケンカから暴言暴力へ、関係は集団化へエスカレートし、A一人を排除するいじめの構造が出来上がつていったものといえる。

## 第4 学校及び市教委の対応

### 1 学校の対応について

#### (1) 全体像

大きくは学級担任制、児童理解に巧みで当該児童の担任経験を重ねている一人の担任教諭に委ねられていたことが大きい。2学期初めの校外での暴力事件の対応をしつつも、子どもたちの人間関係の変化に多角的な学年や学校全体の分析が測られることなく、一担任教諭の対応に任せられ、結果遅れをとることとなっていました。

保護者によるAの不安や困り感についての情報提供を受けても、親子関係と言う限定的な視点を描き、常に後追いとなってしまった。特に、9月下旬の音楽会のドラム決めは児童間トラブルと認識され、教員側の指導不一致の要因もあり、集団的ないじめを疑うことなく放置されてしまった。その後Aは学校を欠席し、欠席中に役が決められてしまう重大事態を生んでしまった。

さらには10月運動会の応援団決めて、Aの発言がBの怒りを買い、C、Dが加わり複数人による追いかけと問い合わせとなり、暴言暴力をともなう集団的ないじめ事件が起こった。教員はこの件をいじめと受け止められず、Aの発言への注意とC、Dの行動をいさめる、喧嘩両成敗で終わってしまった。

10歳という思春期を迎えた児童らは、いわゆる「話して解決」「逃げたらだめだ」という正義感を

掲げて A を追いつめる集団いじめの行動パターンを手に入れてしまった。

常に学級と学年の問題として学年教員が共有し情報を的確に分析検討すること、学級担任教諭のみに任せずコーディネーターが中心となって管理職と協議すること、市教委ほか外部機関(教育センター・警察・民間団体など)の協力を得ること等の組織的な取り組みが一切されていなかった。

#### (2) 学校の情報共有

学年間での共有はあったものの、学年全体で指導や支援に関わったことはなかった。「A さんと話したことはない」「問題があつて入った記憶はない」と管理職も述べている通り、保護者からの連絡帳や電話での情報も、担任教諭の口頭による伝聞のみで、11月22日から A が欠席し始めている中でも、学校において組織的に話し合われたことはうかがえない。法による、校内でのいじめ防止対策委員会等が機能していなかったと考えられる。従来の児童指導委員会の情報共有に委ねられ、学年コーディネーターを中心とする支援協議がなされず、管理職との連絡調整から支援対策協議、Aへの支援(学習支援、登校支援)、保護者への支援(情報共有、不安解消と支援協議)がなされなかつた。少なくとも10月の段階でのいじめ防止対策委員会の立ち上げが実現していることが不可欠であった。

#### (3) いじめのとらえ

低学年からの児童間でのトラブルの積み重ねもあり、教職員の間で「いつものことかと捉えていたことはあった」との発言からも、事案が日常化し、教職員の事案への効果的な対応が行われていたとは言えない。法律が現場で理解共有されていない現実が、大きな課題である。経験に頼る児童いじめ分析に依拠し、既存のいじめ事例の検証、当該校におけるいじめ実態調査と把握・分析の積み上げがなされていない事実は、学校管理体制として管理職を初めとする全教職員の責任の欠如である。

いじめ解消の定義として3か月以上事態が生じていないこと、かつ、本人が苦痛を感じていないことがあるものの、お互いのトラブルとの認識で、学校全体での組織的な対応が十分でなかつた。組織的に検証することが問われている。

#### (4) A 及び関係児童への指導内容

集団への協調が優先され、A の支援観点が生かされていない。A を理解し授業や学級で個人的支援を越えて、集団生活や行事などの支援プログラムが問われていた。今回のいじめは、音楽会の担当決め、運動会の担当決めで発生している点から、担任教諭と同学年教諭の支援課題がどう組み立てられていたのかが問われる。同時に関係する B、C、D、E も言動に課題があり個別支援プログラムが問われてもいるのであろう。個別支援の欠如である。

#### (5) 被害児童への支援内容

有効な家庭との情報交換や A 本人との時間をかけた対話や会話内容の具体化、いじめ加害と言われている側へのアプローチがなされないなど、動いてきた担任教諭や同学年教諭は個人の想いだけではなく、具体的な被害児童の理解や現実的な支援に届いていない事実が散見される。

全体として、子どもを真ん中に置いた事前の取り組みが置き忘れていたことを物語っている。コミュニケーションが問題と言いながら、コミュニケーション支援を組み立てられなかつた。保護者の訴えの交換とやり取りに終始し、Aへのアプローチが欠落している。家庭訪問を10月に実施するが、前後の支援が見えず、しかも突然の家庭訪問でなされた事実確認や A の不安や困り感が、学年や学校・管理職で共有もされず、結果保護者のいじめ被害連絡帳が積み上げられてしまった。

## 2 市教委の対応について

#### (1) 学校間の情報共有について

A の保護者は、いじめを理由に転校を希望する旨を市教委に対して伝えていたのであるから、X 小学校から Y 小学校への転校の際、市教委が積極的に関与し、情報共有を行うべきであったが、結局それぞれの学校の自主的な情報共有や連携に任せる形となつた。このような情報共有が不十分であったことから、陸上記録会において X 小学校のいじめの関係児童と A との間でトラブルが発生したと考えられる。

#### (2) 重大事態の認定について

ア 上記のとおり、令和5年5月30日、Aの母親から「重大事態にあたるのではないか」との指摘に対し、市教委担当者は「今の時点で重大事態は考えていない」と回答をした。

そこで、本件が「重大事態」にあたる状態であったかどうかについて判断をする。

イ 法28条1項によれば、いじめ重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同条1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同条2号)とされている。そして、ガイドラインによれば、「年間30日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に対応することが必要である。」「いじめを受けた疑いがある児童生徒が学校を転校した場合又は高等学校や私立の小中学校等を退学した場合は、いじめにより転校・退学に至るほど精神的な苦痛を受けた可能性があることから、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応する必要がある。この点、当該児童生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることがないよう、教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校担当部局は指導を行うことが望まれる。」とされている。

ウ この点、確認された事実からは、Aについて、本件いじめにより生命、身体、財産に重大な被害が生じたとまでは認めることはできなかったが、令和3年11月24日の段階でAの保護者からいじめによる転校を検討しているとの相談があったこと、実際にAが令和4年1月に転校していること、令和3年9月から12月にかけて欠席24日、出席停止2日であったことからすれば、生命身体財産重大事態又は不登校重大事態に該当する可能性を考慮して適切に対応する必要があった(なお、本件当時は新型コロナウィルスの蔓延により、理由が明確でない欠席については「出席停止」の扱いとされていたという背景があるため、当委員会では、出席停止も欠席と同等の扱いとすることとした。)。

それにもかかわらず、市教委担当者が「今の時点で重大事態は考えていない」と回答をしたこととは、法の趣旨に沿わない対応と言わざるを得ない。

ただし、6日後には重大事態として報告していることから、重大事態申立てに対する対応については不適当であったとまではいえない。

## 第5 再発防止策の提言

上記「第4」の問題点を踏まえ、このような事態の再発を防止するために、学校及び教育委員会は、次の取り組みをすべきである。

### 1 学校に対して

#### (1) いじめの認知と情報共有の強化

令和3年9月頃からAの保護者が連絡帳等で担任に対していじめを訴えていたにもかかわらず、学校がこれらをいじめとして認識せず、また、学校内において十分な情報共有が行われなかつたことがいじめ悪化の要因となっている。

法は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」

(法23条1項)、「学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。」(同条2項)

として、教職員等がいじめを認知した場合は、学校と情報共有を行い、情報を受けた学校が速やかにいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずることを義務づけていることからもわかるとおり、いじめの認知及び情報共有は、いじめへの初期対応として最も重要な対応である。

そこで、X 小学校に対し、法の趣旨を理解し、「いじめ」(法 2 条 1 項) の意義の再確認及び情報共有の強化等同法に従った対応を行うことを求める。

また、いじめに対する基本的対応のマニュアル作成及び改定をすすめたい。いじめが疑われた場合、誰がどのように動くかはそれぞれの事案で異なるが、学校内のいじめの相談窓口となる担当者を中心に、なるべく情報の共有化を図ることが特に重要である。そのためには ア) 隨時記録を残し、イ) 必要に応じてチェックリストなどを活用すべきことの確認をし、ウ) 時間経過の中で対応した内容の把握や見逃している点がないか、偏った対応になっていないか、曖昧な点はどこか等をチェックし、いじめに対する対応を客観的に検証できるようなシステム作りも検討されるべきである。

## (2) 関係児童への指導と被害児童への支援

法は、「学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。」

(法 23 条 3 項) として、被害児童の支援及び関係児童への指導や保護者に対する助言を継続的に行うことを義務づけているが、上記のとおり、関係児童への指導や被害児童への支援が十分に行われていなかった。

そこで、X 小学校に対し、いじめを認知した場合に被害児童の支援及び関係児童への指導を行うことを求める。なお、支援や指導にあたっては、チームで対応し、児童への対応も可能な限り複数で行うべきである。

## (3) いじめに対する組織的な対応の強化

当委員会としては、前記(1)(2)がいじめの早期解決が遅れさらに悪化したことの要因であると考えているが、その背景として、学校に日頃からいじめに対して組織的に対応する体制がなかった点に問題であると考えられる。

法は「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」(法 22 条) として、学校に対していじめの防止等(いじめの防止、早期発見、対処)を組織的に行うことを義務づけているが、本件において、担任や教頭が保護者や関係児童との面談を行うなど個別に対応を行うのみであり、当初から組織的な対応がなされていなかった。

そこで、X 小学校に対し、管理職及び学校全体へ総点検を行い、いじめ防止等の対策を組織的に行う体制を整えることを求める。具体的には、いじめ防止に係る校内の対策委員会を定期的に開催し、各学年の現況を把握、校内における情報共有を図る、教科担当者との情報共有を図る等である。

## 2 市教委に対して

### (1) 「鎌倉市いじめ防止対策基本方針」の見直し

ア 市基本方針によれば、生命心身財産重大事態の判断について、「次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します」として「自殺を企図したり、自殺に至ったりした場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「金品等に被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」の 4 つを挙げている。

イ 他方、ガイドラインによれば、いわゆる不登校重大事態については、「年間 30 日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が 30 日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に

対応することが必要である。」「いじめを受けた疑いがある児童生徒が学校を転校した場合又は高等学校や私立の小中学校等を退学した場合は、いじめにより転校・退学に至るほど精神的な苦痛を受けていた可能性があることから、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応する必要がある。この点、当該児童生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることがないよう、教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校担当部局は指導を行うことが望まれる。」とされている。

ウ 前記の市基本方針記載の4つの例が重大事態にあたることは誤りではないが、法28条1項の趣旨やガイドラインの内容に鑑みれば、4つの例に該当しない場合であっても、欠席が連続している場合や、転校・退学に至っている場合は、重大事態に該当する可能性を考慮して適切に対応すべきであることも付記すべきである。

## (2) 学校間の情報共有や連携への関与

前記のとおり、Aの保護者は、いじめを理由に転校を希望する旨を市教委に対して伝えていたのであるから、X小学校からY小学校への転校の際、市教委が積極的に関与し、情報共有を行うべきであったが、結局それぞれの学校の自主的な情報共有や連携に任せる形となった。このような情報共有が不十分であったことから、陸上記録会においてX小学校のいじめの関係児童とAとの間でトラブルが発生したと考えられる。

市教委は、いじめを原因とする転校があった場合、法24条の「学校に対し必要な支援」「必要な措置」として、転校前と転校後の学校間の連携・情報共有に積極的に関与し、転校前のいじめが転校後の学校生活に影響を与えないようにすべきである。

以上